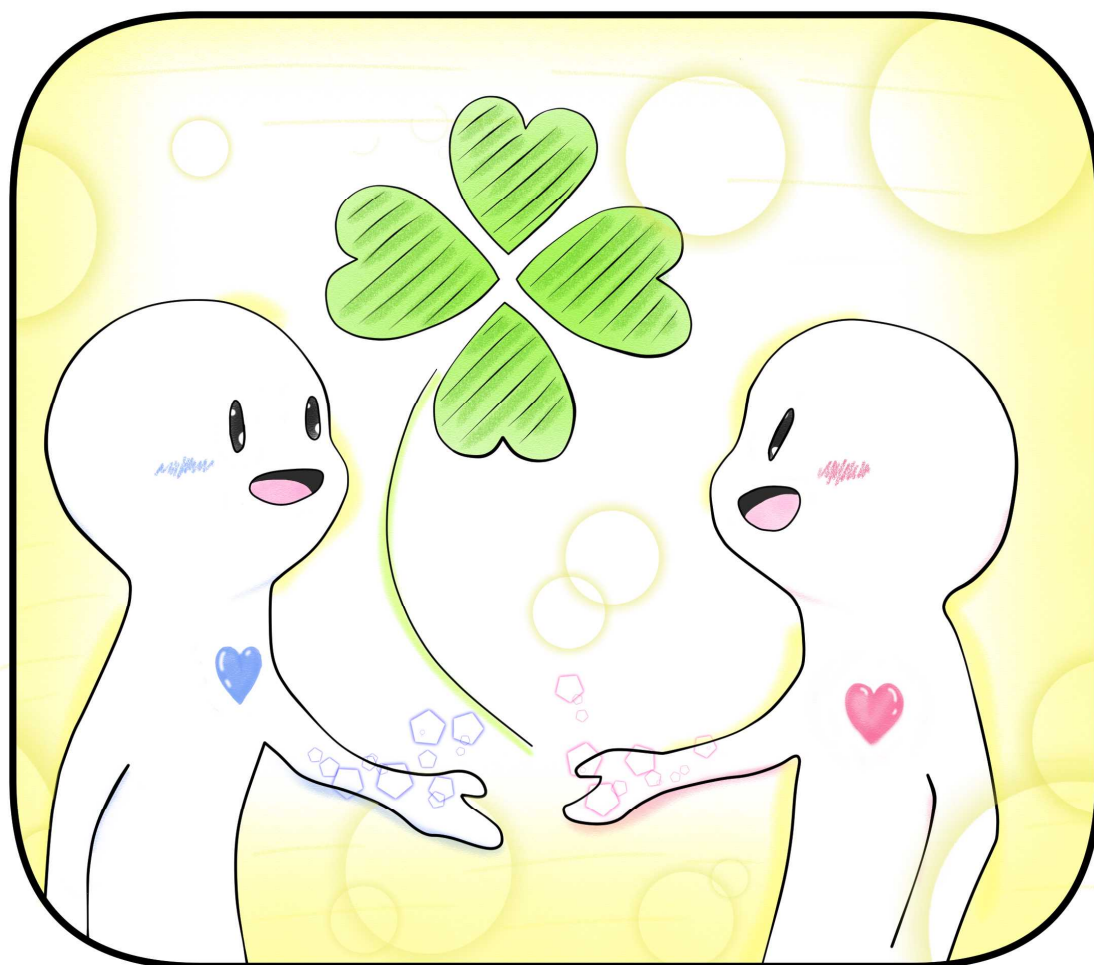


琴浦町人権施策基本方針

令和5年度～令和9年度



令和2年度琴浦町人権啓発デザイン最優秀賞作品

令和4年3月
(令和5年12月改訂)
琴浦町

はじめに

人権は、誰もが生まれながらに持っている、人が人として尊重され、自由で幸福に生活していくために欠かすことのできない大切な権利で、日本国憲法にも基本的人権として定められ保障されているものです。

しかし現実には、いじめや児童虐待等の子どもの人権問題、インターネット上での人権侵害、障がいのある人や外国にルーツがある人、性的マイノリティ、病気にかかわる人等に対する不当な偏見や差別、部落問題などさまざまな人権問題が依然として存在しています。

さまざまな人権課題について、私たち一人ひとりが日ごろから関心と理解を深め、誰かのことではなく自分のこととして考え行動することが、偏見や差別をなくし、お互いの人権が尊重される社会づくりにつながります。

本町では、町民一人ひとりの参加による差別のない住みよいまちづくりの実現に向け「琴浦町人権尊重の社会づくり条例」を施行し、国が掲げる 17 項目の人権分野を基本に取り組みを推進しています。

そしてこのたび、「琴浦町人権尊重の社会づくり条例」の理念や本町の人権に関する諸施策の基本的な方向を具体化するため、「琴浦町人権施策基本方針」を改訂いたしました。

行政・企業・町民の協働による取り組みを積極的に推進し、あらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を広げ、人権が尊重され、誰もが安全に安心して暮らせる住みよい琴浦町の実現に向け取り組んで参りますので、みなさまの一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、策定にあたり、活発な討議でご審議いただき、貴重なご意見、ご提言をいただきました、琴浦町人権尊重の社会づくり審議会委員のみなさまをはじめ、パブリックコメントをとおして多くのご意見をお寄せいただきました町民のみなさまに心から感謝申し上げます。

令和 5（2023）年 12 月
琴浦町長 福本 まり子



人権施策基本方針答申

令和 5（2023）年 12 月 13 日 町長室

〈 目 次 〉

第1章 基本的な考え方

1 人権をめぐる社会の動き	1
2 人権施策基本方針の位置づけ	3
3 人権尊重の基本理念	3
4 計画期間・推進体制	3
5 持続可能な開発目標（SDGs）との関連性	4
◆ 琴浦町人権施策基本方針体系図	5

第2章 人権施策の推進方針

1 協働による人権尊重のまちづくり	7
2 人権・同和教育、啓発の推進	7
3 推進体制の確立・調査の実施	10
4 相談支援の充実	10
5 差別事象への対応	11
6 ユニバーサルデザインの視点に立った施策の推進	11
◆ 町がめざす多機関と連携した相談支援体制体系図	12

第3章 分野別施策の推進

1 男女共同参画に関する人権	13
2 子どもの人権	20
3 高齢者の人権	24
4 障がいのある人の人権	27
5 部落問題	30
6 アイヌ民族の人権	34
7 外国にルーツがある人の人権	35
8 病気にかかわる人の人権	38
9 刑を終えて出所した人の人権	40
10 犯罪被害者等の人権	41
11 インターネットにおける人権	42
12 北朝鮮当局による拉致問題等	44
13 生活困窮者の人権	45
14 性的マイノリティの人権	46
15 災害等に起因する人権	48
16 個人情報保護	50
17 その他の人権課題、新たな人権問題	51

第4章 具体的な取り組み（実施計画）

1 人権施策の推進方針 ー共通事項ー	52
2 分野別施策の推進 ー個別の人権課題ー	56

資料編

・ 琴浦町人権尊重の社会づくり条例	71
・ 琴浦町人権尊重の社会づくり審議会規則	74
・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	76
・ 琴浦町人権施策基本方針改訂までの経過	78